

既存顧客向けセミナーへの御招待

追加開催

平成31年施行

働き方改革関連法 改正セミナー

参加費
無料



日時

2018年12月3日(月)

14:30-16:30

定員 先着50名様

サンシャインシティ会議室

会場 コンファレンスルーム

(東京都豊島区東池袋3-1-3 ワールドインポートマートビル5F)

セミナー概要

国会審議が3年も続いていた改正労働法ですが、働き方改革の追い風を受け、いよいよ2019年4月に改正が行われる見込みとなりました。今回の改正では、労働時間の上限規制や、年次有給休暇の取得義務化など、過重労働対策が強力に進められることとなります。本セミナーではその最新情報と影響、そして企業に求められる具体的対応について、分かりやすく解説します。

SATO社会保険労務士法人 代表社員

元長野労働局長 元労働基準監督官 山本 忠正

お問い合わせ・お申し込みは



SATO社会保険労務士法人
セミナー事務局

TEL : 03-6831-3310

URL <https://www.sato-group-sr.jp/>

お申し込み方法は裏面をご確認ください

SATO社会保険労務士法人 既存顧客向けセミナー

開催情報

主催 SATO社会保険労務士法人
日時 2018年12月3日(月)14:30~16:30(受付14:00)
会場 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-1-3
ワールドインポートマートビル5F
対象 人事部門、経企、働き方改革推進担当
受講料 御招待(無料、先着順・事前登録制となります)
定員 50名(事前登録制)



講演情報

講師	SATO社会保険労務士法人 代表社員 山本 忠正 一経歴:昭和44年 東京労働基準監督官、千葉労働基準監督官 昭和56年 労働省労災補償訟務官など 平成12年 長野労働局長 平成28年 SATO社会保険労務士法人 代表社員
講演概要	<p>国会審議が3年も続いていた改正労働法ですが、働き方改革の追い風を受け、いよいよ2019年4月に改正が行われる見込みとなりました。今回の改正では、労働時間の上限規制や、年次有給休暇の取得義務化など、過重労働対策が強力に進められることとなります。本セミナーではその最新情報と影響、そして企業に求められる具体的な対応について、分かりやすく解説します。</p> <p>1. 労働時間のポイント(労働基準法等)</p> <ul style="list-style-type: none">① 時間外労働の上限規制(罰則付き)② 月60時間超の時間外労働の割増賃金③ 年次有給休暇の確実な取得④ 高度プロフェッショナル制の新設⑤ 勤務間のインターバル制の新設(努力義務)⑥ 労働時間の状況把握と産業保健機能の強化 <p>2. 同一労働同一賃金のポイント(パートタイム労働法等)</p> <ul style="list-style-type: none">① パートと正規労働者の均衡待遇② 待遇に関する説明義務

スケジュール

14:30~15:50	働き方改革関連法の改正セミナー
15:50~16:30	質疑応答

※都合により、講演内容等に変更が生じる場合がございます。予めご了承ください。

申し込み方法

お申し込み方法 /お問い合わせ先	◆お申し込みは、必要事項を記載の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。 Mail : sato-sales@sato-group.com 必要事項 ①貴社名 ②部署名 ③役職 ④お名前(フリガナ) ⑤電話番号 ◆ご不明点は、上記アドレスもしくは担当者まで直接お問い合わせください。 SATO社会保険労務士法人 セミナー事務局 担当:中嶋(なかじま) Tel : 03-6831-3310
---------------------	--

